

# 平成 28 年度 さくらしんまち保育園 ぴっころ保育園 事業計画

## 【事業計画の概要】

### 基本理念 《子どもが子どもらしく生きる》

保育園の生活を通して、平和な社会を創造する。そのために、子どもたちが人とのつながりを大切にしながら、毎日を明るく楽しみながら生きていくことができる自立した力をそれぞれで身につけていけるようにする。

“子ども主体の保育”を常に念頭に置き、体験・遊びの広がりを中心に環境を整備し保育を展開していく。保育所保育指針及び幼保連携型認定子ども園教育・保育要領に基づき、教育と養護についての意識、法人や園の理念・目標に基づき見守る保育の理解を深めていきたい。保育園と保護者の信頼関係、互いの役割を尊重し子ども理解を深めていくこと、保育者自身の学びの機会と保護者の保育・子ども理解のための発信として“保育の見える化”の取組みを継続して行う。保育を支える人材確保と育成の取組みも継続して行う。

- ・ ふかさわミル保育園の開設に伴う職員の異動と前年度末での退職により、職員体制を一新し、新入職員と共に新たなさくらしんまち保育園を創る一年とします。高い業務負荷を強いている行事運営を見直し、日常の中に行事を落とし込むことで作り込む行事からの脱却を図ります。併せて重要度の低い取組みは割愛します。
- ・ NPO 法人 CE センターとサポート契約を結び、配慮児を中心に保育の見直しを行います。同時に職員文化や職員風土を向上させ、メンタルヘルスへの配慮を含めた労働環境の整備を図ります。
- ・ これまで一つひとつ積み上げてきたさくらしんまち/ぴっころの保育の良い部分は出来るだけ温存する為に既存職員と新入職員とで対話を深め、なぜその保育を行うのか、根本的な理由を共通認識します。併せて事務所中心の会議から職員中心の会議への移行を促します。
- ・ 園長として変革の年に見合うリーダーシップを発揮し、職員一人ひとりの主体性を引き出す。
- ・ 職員厚生の充実を図ります。レクリエーションの機会を設け、親睦を深められる環境を作ります。
- ・ これらの取組みにより職員の離職を防ぎ、定着率を向上させます。
- ・ 保護者への情報発信の方法を工夫し、方針や保育が見える保育園を目指します。

## 【保育計画のポイント】

### 保育の方針

#### 『一人ひとりを大切にする保育』

保育園の持つ強みは幅広い年齢の子ども集団を持っていることです。しかし、その集団が一人ひとりをないがしろにするものであってはなりません。子どもが子どもから学べるという利点を活かしながら、一人ひとりの育ちや個性を尊重する保育を行っています。

#### 『100対1の保育』

さくらしんまち保育園には5つのクラスがあります。しかし、クラスの境が壁になってしまえば、園全体でのチームワークが損なわれてしまいます。さらしんまち保育園では全ての職員が全ての子

どもを把握する様に努めています。100対1の保育とは1人の職員が100人の子どもに向き合う姿勢を表しています。

#### 『美味しく楽しい給食』

献立、味付け、盛付けを工夫することはもとより、食べ物への興味を持たせることや、職員や子ども同士の関わり合いを通じて自ら食べようという意志を育て、生きる力を育みます。

### 【保育の方法】

#### 「見守る保育」

##### 目的

環境を通して子どもの発達を保障する。（子ども自ら発達しようとする力を引き出し、可能な最大限度まで発達させることを意図した環境を用意すること。）

##### 方法

1. 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境の構成と、そこにおける子どもの主体的な活動を大切にする。【生活と遊び・ゾーン】
2. 子ども一人一人の発達について理解し、一人一人の特性に応じ、発達の課題に配慮して保育すること。【一斉保育から選択制保育】
3. 子どもは、多様な大人、子ども同士の体験から、社会を学んでいくこと。【シティズンシップ】
4. 保育者は、子どもが自発的、主体的、多様な人との関係の中で活動するために、いつでも駆け込める愛着（見守る）という存在でいること。
5. 子ども同士の中で刺激しあうということから、様々な年齢とのかかわりを保障すること。（見て、真似して、関わって、教わって、教えて、一緒にやって）【異年齢保育】
6. 子どもは、職員のチームによって、多様な社会とのかかわりを学習すること。【チーム保育】
7. 子どもを、男女、しょうがい、年齢による刷り込みを持たないこと。【インクルージョン保育】
8. 子どもが自立をしていくこと、自己の意思を表明しようとするのを保育者は妨げてはならない。【やってあげる保育から見守る保育へ】
9. 保育者は、子どもに奉仕をしたり、世話をする人ではなく、一人の人格を持った人として子どもと共に生活すること。【保育者の人権】
10. 乳幼児基本法に則った保育を展開しなければならない。